

事務所だより 6月

TEL 0721-24-8764
8:30~12:00 13:00~17:30

定額減税が始まります!!

令和6年6月から『定額減税』が実施されます。

納税者本人とその同一生計配偶者及び扶養親族につき、所得税3万円、住民税1万円の合計4万円が税金から控除される制度です。

住民税は市町村が減税額を加味した計算をして、特別徴収税額の決定通知書を送って来ますので、その通りに預かって納税すればOKです。

一方、所得税は給与計算担当者が計算や管理をしなければなりませんので、6月分の給与を計算する前に、手順を確認しておきましょう。

正しく計算するポイントは、対象者の正確な把握です。

STEP1 定額減税の対象者



★納税者本人の判定

- ① 6月1日に在職しているか
- ② 扶養控除等申告書を提出しているか。（乙でない）
- ③ 日本に住んでいるか

★配偶者・扶養親族の判定

- ① 6月1日に扶養しているか
- ② 配偶者・扶養親族の令和6年中の所得の見積額が48万円以下であるか
- ③ 日本に住んでいるか

STEP2 減税額を算出する

定額減税の対象者（前述の①から③が全てYesであること）の人数×3万円

例えば、同一生計配偶者1名、扶養親族1名の者は、3万円×3人＝9万円



STEP3 減税額を算出する

算出した減税額を令和6年6月以降の給与・賞与の支払いに係る源泉徴収税額から控除します。6月だけで控除しきれなければ7月、8月・・・12月で控除し（賞与からも控除します）、最終的には年末調整で精算します。従って、従業員別に把握して年内は継続管理が必須です。（各人別控除実績簿等を利用しましょう）

なお、令和6年中に控除しきれない額は給付金として支給されます。

電子契約で 効率アップ!!

電子契約とは、電子的に作成した契約書を、インターネットなどの通信回線を用いて契約の相手方へ開示し、契約内容への合意の意思表示として、契約当事者の電子署名を付与することにより契約の締結を行うものです。

★導入メリット

①印紙税が不要に

電子契約は書面契約に必要であった印紙税の対象に含まれません。



②作業効率アップ

書面契約書と違い、印刷、製本、投函、郵送といった作業が不要になります。また、契約相手方に対する督促などの進捗管理業務の削減も期待できます。

～労働保険の年度更新～

令和6年度の年度更新の申告・納付期間は**7月10日まで**です。労働保険（労災保険と雇用保険）の保険料は毎年1回、前年度の確定保険料と今年度の概算保険料の申告、精算を併せて行い納付します。

～算定基礎届～

令和6年度の算定基礎届の申告も**7月10日まで**です。現在使用している全被保険者の4月～6月の報酬月額を算定基礎届により届出し、毎年1回標準報酬月額を決定し直します。新しい標準報酬月額は、9月分から翌年8月分までの各月に適用されます。

先日、初めて劇団四季「キャッツ」を見に行きました。劇場に到着し、扉を開けた瞬間からキャッツの世界が広がっていました。壁や天井にまで装飾がされていて、視界に入るすべてが猫の世界です。

物語の開始数秒。最初の猫の登場シーンから引き込まれます。終了した後でも一番印象に残っているシーンです。ステージ上はもちろん客席内、壁、天井、色々な所から出てくる猫。そして圧巻の歌やダンスなどあつという間に時間が過ぎ、公演が終わるとスタンディングオベーションで鳴りやまない拍手に観客との一体感も感じました。

正直初見では、ストーリーは難しくあまり理解できませんでしたが、しかし、ライブで観ることが出来る演劇ならではの没入感を味わうことができました。これを機に他の演劇も観に行きたくなりました。

（山本）

雑感